

紅麴関連製品への対応に関する関係閣僚会合

日時：令和6年3月29日（金） 17：30～17：45

場所：官邸4階大会議室

- 議事：1. 開会
2. 紅麴使用製品に関する対応について
3. 閉会

配付資料：議事次第

資料1 厚生労働省提出資料

資料2 消費者庁提出資料

出席者：林 芳正 内閣官房長官
自見 はなこ 内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）
坂本 哲志 農林水産大臣
武見 敬三 厚生労働大臣
村井 英樹 内閣官房副長官
森屋 宏 内閣官房副長官
栗生 俊一 内閣官房副長官
藤井 健志 内閣官房副長官補
大坪 寛子 厚生労働省 健康・生活衛生局長
依田 学 消費者庁 審議官

○林内閣官房長官 ただいまより、「紅麴関連製品への対応に関する関係閣僚会合」を開催いたします。本日は、ご多用の中、ご参集くださり誠にありがとうございます。

○武見厚生労働大臣 以降の議事は私が進行させていただきます。

まず、私から、資料1「厚生労働省提出資料」につきましてご説明をいたします。資料1をお開けください。

まず、お亡くなりになられました方のご遺族にお見舞いを申し上げますとともに、健康被害を受けられた方にお見舞いを申し上げます。

厚生労働省では、引き続き国民の皆様の安全の確保に向けて全力を尽くしてまいります。

小林製薬の紅麴を使用した製品に由来する健康被害について、3月22日に報告に接して以降、厚生労働省では、当面の対応として、まず、有毒又は有害な物質が含まれる又はそのおそれがあるものとして食品衛生法上の措置の対象として取り扱う製品を特定すること、次に、健康被害の原因を究明すること、次に、関係学会の協力を得つつ、健康被害の病像を把握することの3点に取り組んでいるところでございます。

その中で、これまで対応してきた内容は、資料1枚目のとおり、3月26日には、死亡者が発生したとの情報を受け、国が直接、小林製薬からヒアリングを行い、同日、健康被害のおそれのある3商品について、食品衛生法第6条第2号の「有毒な、若しくは有害な物質が含まれ、若しくは付着し、又はこれらの疑いがあるもの」に該当するものと判断したことに加え、食品衛生法第59条に基づき、廃棄命令等の措置を講ずるよう、大阪市に通知をいたしました。

3月27日には、省内に今回の事案の原因究明と再発防止に取り組むためのタスクフォースを設置するとともに、関係省庁間の連携を密にするため、関係省庁連絡会議を設置・開催をいたしました。

昨日、3月28日には、廃棄命令等の措置の対象となっている小林製薬の3製品に使用された紅麴と同じ小林製薬社製の原材料を用いて製造された製品に対する対応を検討するため、薬事・食品衛生審議会において意見を伺い、該当する事業者、延べ225社に対して自主点検への協力を要請いたしました。

本日、関係省庁による対応をより一体的に行うため、「紅麴使用製品対策省庁間連携室」を厚生労働省内に設置するとともに、国民及び事業者からの問い合わせに対応するため、消費者庁と合同でコールセンターを開設いたしました。

対象製品の確認としては、資料2枚目のとおり、小林製薬の3製品に使用された紅麴と同じ小林製薬社製の原材料を用いて製造された製品のうち、1日あたりに3製品と同等量以上の紅麴を摂取することとなる製品、又はこれに当たらなくても過去3年間で医師により健康被害が1件以上報告された製品のいずれかに該当する場合には、事業者自ら点検を行った上で、厚生労働省に報告するよう求めたところでございます。

また、原因物質の特定については、資料3枚目のとおり、昨日の薬事・食品衛生審議会の調査会において、健康被害のあった製品のロットに予定していない

物質のピークを認めたこと、HPLCによる分析を行ったところ、プベルル酸と同定されたことについて小林製薬から説明がなされました。

これを受けて、国立医薬品食品衛生研究所において、保存されているサンプルについて、ロットを限定せずにHPLCとの理化学検査を行い、プベルル酸を含め、原因となりうる物質を網羅的に検索し、ピークが出た場合は化合物の同定を行い、その結果を踏まえ、物質の発生機構についてあらゆる可能性について検討を行うこととしております。

引き続き、国民そして事業者の方々の不安を払拭するために、まず原因究明等に取り組んでまいります。

続きまして、自見内閣府特命担当大臣、お願いいたします。

○自見内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全担当） 消費者及び食品安全担当大臣として、紅麹関連製品の対応について発言申し上げます。

まず、お亡くなりになられた方のご遺族にお悔やみを申し上げますとともに、健康被害に遭われた方々に心からお見舞い申し上げます。

お手元、資料2をご覧ください。

小林製薬の紅麹を含む食品に由来する健康被害が生じていることを踏まえまして、消費者庁では、3月22日になりますが、小林製薬に対しまして、紅麹原料を含む機能性表示食品8商品につきまして、安全性に関する科学的根拠を再検証の上、4月5日までにその結果を報告するように求めたところであります。

また、3月27日には、消費者庁及び食品安全委員会の間の情報連携共有強化のために、私を議長といたします「紅麹使用食品への対応に関する消費者及び食品安全関係連絡会議」を開催いたしました。この会議では、厚生労働省の所管であります食品衛生上の措置を踏まえた消費者への情報提供、また、後述いたしますが、機能性表示食品の健康被害情報の収集体制の点検作業の進捗等について情報を共有し、対応していくことを確認し、スピード感を持って取り組んでいくこととさせていただきました。

先ほど申し上げました点検作業であります。消費者庁としては、本件は機能性表示食品の安全性に対する深刻な疑念を抱かせる事案であると受け止めておりまして、3月28日になりますが、現在、機能性表示食品として届け出られている約7000件の届出製品につきまして、健康被害の情報の有無等を確認の上、4月12日までに回答するように求めているところであります。

さらに、消費者への情報発信といたしまして、3月26日から27日にかけて、消費者庁のホームページやLINEや、あるいは厚生労働省、農林水産省及び消費者庁の連名のちらしを作成しましたので、それらを通じまして、当該商品を購入した方に向けまして、喫食の中止やあるいは身体に異常がある場合の医療機関の受診の呼びかけ、機能性表示食品摂取に当たっての注意事項等を情報発信したところであります。

また、本日、武見大臣からご発言がございましたが、国民及び事業者からの問い合わせに対応するためのコールセンターにつきましては、厚生労働省と共同して取り組んでまいりたいと考えております。

消費者庁といたしましては、引き続き、厚生労働省、農林水産省をはじめとする関係省庁と連携し、しっかりと対応してまいります。

○武見厚生労働大臣 ありがとうございます。では、続きまして、坂本農林水産大臣、お願いいたします。

○坂本農林水産大臣 農林水産省としても、何より健康被害の拡大防止が最優先であることから、食品衛生法に基づき、小林製薬が回収している紅麹関連の3製品について、消費者に対し、厚生労働省、消費者庁と連携して使用中止を呼びかけるとともに、流通・小売事業者等の食品関係事業者等に対し、対象となった3製品の回収等に協力をお願いする通知を昨日発出したところです。

消費者の不安が広がっていることから、関係省庁と連携して正しい情報の提供・発信にも努めるとともに、関係する食品企業が適確に対応できるよう、引き続き助言など支援を行ってまいります。

○武見厚生労働大臣 ありがとうございます。最後に、林内閣官房長官からご発言をいただきたいと思っております。

○武見厚生労働大臣 それではプレスが入りますので少々お待ちください。

(報道関係者入室)

○武見厚生労働大臣 それでは、林内閣官房長官お願いいたします。

○林内閣官房長官 まず、今回の事案に関連して、お亡くなりになった方とご遺族にお悔やみを申し上げるとともに、健康被害を受けられた方の1日も早い回復をお祈り申し上げます。

今般の事案については、これまでも政府として、3月26日に小林製薬が製造した3商品につきまして、厚生労働省の通知に基づき、大阪市において27日に廃棄に向けた回収を命じているほか、消費者庁におきましては、3月22日に小林製薬などに対して機能性表示食品であることの安全性と機能性に関する科学的根拠の再検証を行うよう求めているほか、機能性表示食品として届出があった全ての食品について、届出者に対して、健康被害の有無などの回答を求める、こうした様々な対応を講じてきております。

そして、当面の対応として、厚生労働省におきまして、すでに回収命令を出している3製品以外で、小林製薬の紅麴を原料とする製品についての自主点検の結果報告を速やかに受け、回収命令等必要な措置を講じること、国立医薬品食品衛生研究所と連携をして、引き続き原因物質の特定・分析を進め、その結果を速やかに公表するとともに、発生原因の究明を図ること、これに全力を挙げて対応してください。

また、厚生労働省による原因物質等の特定後は、その使用状況等を踏まえ、消費者庁や厚生労働省など各省が連携をして適切なリスクコミュニケーションを講じてください。

また、今後の対応として、厚生労働省において、食品による健康被害等に関する情報収集体制の見直し及び国の関与の在り方や、消費者庁において今回の事案を受けた機能性表示食品制度の今後の在り方等について、5月末を目途に取りまとめてください。

引き続き、関係省庁が一丸となって食の安全確保に全力を尽くしていただくようお願いをいたします。

○武見厚生労働大臣 ありがとうございます。プレスの皆様、ここで退出をお願いいたします。

(報道関係者退室)

○武見厚生労働大臣 以上をもちまして、本日の会議は閉会とさせていただきます。本日の議事につきましては、後日要旨を公開いたします。本日はご出席を賜りありがとうございます。